



フィンランド剣道連盟

懲戒規定

2025年4月13日

総論

本文書はフィンランド剣道連盟（以下、「本連盟」といい、FKA）の懲戒規則を定義するものである。本規定はフィンランドオリンピック委員会（Olympiakomitean mallisäännöt, OK:MS）による模範規則、スポーツコミュニティの倫理違反懲戒委員会（Urheilun eettinen kurinpitolautakunta, UEK）の規則及びその添付説明書、スポーツ仲裁委員会（Urheilun oikeusturvalautakunta, UOL）の決定に関する公開書類、複数の国立スポーツ連盟の懲戒規定に模範として基づいている。加えて、関連国際連盟のガイドライン及び試合・審判規則は本規定の形成を指針となった。

第I章 懲戒規則

第1条 総則

本規則は、事犯、科せる処罰種類、本規定範囲内である対象者、懲戒権を有する機関及びその委任、控訴の可能性を定義するものとする。関連懲戒手続きは、第II章に記載されている。FKAの懲戒機関は、懲戒委員会、倫理違反委員会、これらより設置された組織機関（図1）である。

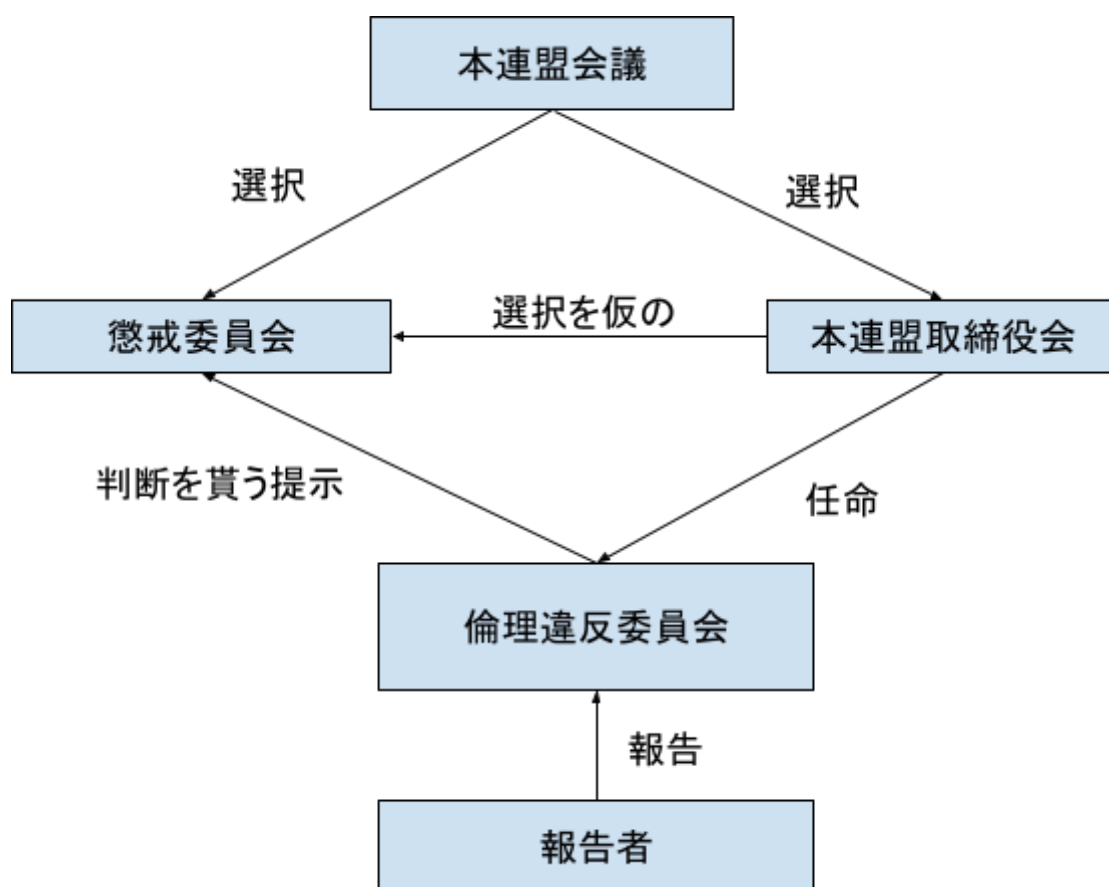


図1. 本規定に記載されている機関及びその間の関係

第2条 適用性範囲の制限

民事補償請求に関する事項について、懲戒委員会は対応することはない。

第3条 適用範囲内の対象者及び団体

1. 下記の団体は本懲戒規定により所掌される。

- フィンランド剣道連盟
- 本連盟の会員である自然人
- 本連盟の法人会員又は組織会員及びその会員から再帰的に自然人会員
- 前各号の団体の事業に関与している競争事業又はスポーツ事業を行う団体及びその権限下の団体
- 前各号の取締役会及び委員会並びにこれらより設置された機関のメンバー、会員、委員、従業員、係員、選手の助手・応援者・後援者
- 本規定を遵守することを書面による約束した、又は、本規定に拘束する条件のある免許証その他類似の文書を主張した、若しくは、役割と問わずに稽古又は大会に関する活動に参加する者及び団体

2. 自らの例規において本規定を遵守することを約束した本連盟の組織会員は、本条第1項に定めるこれらの事業に携わっている関係者及び団体に本規定の規定を課さなければならない。

第4条 深刻倫理違反

スポーツコミュニティの倫理違反懲戒委員会範囲内の行為は主にその委員会及びフィンランドスポーツインテグリティセンター(FINCIS; Suomen urheilun eettinen keskus, SUEK)と努力して処理されている。

第5条 事犯

1. 事犯は下記各号のいずれかに該当する行為であり、又はその行為である場合がある。

- a) スポーツ範囲内に選手その他スポーツに携わっている関係者に苦痛を与える、そのような者をそのような者のコーチング又は指導向けの不要な危険に曝す、若しくはそのような者を陵辱する行動
- b) 人種主義、差別行動
- c) セクハラその他ハラスメント又は脅迫
- d) 身体完全性を違反すること又は人命若しくは健康を危険に曝すこと
- e) 不適當な言動、陵辱行動、イジメ
- f) プライバシー違反
- g) 本連盟の規則、規定、準則、決定を違反すること
- h) 本連盟取締役会取締役、懲戒委員会委員その他係員等の本連盟の役員を誤解させること
- i) 非スポーツマン行為又は違法行為
- j) 選手・機関・選手の助手による現アンチ・ドーピング規則の違反行為
- k) 本連盟の利益の不利益となる行為

- l) スポーツ大会の操縦行為
- m) ドーピング又は大会操縦違反についての報告失敗
- n) 附属ステークホルダーに賭けること
- o) 内部者情報その他秘密情報を第三者に普及すること
- p) アンチ・ドーピングのため検査の際の不協力的又は不適当な行動
- q) 民族自決権を制限すること
- r) 無秩序な行為
- s) 安全・安定を軽視すること
- t) 科された罰金又は回収された補助金の滞納
- u) 各大会の適用規則の違反
- v) 前各号のものに相当する行為又は不適当な行動
- w) 本規定に基づく事犯に相当し、それについて他の当事者が処罰を課した行為

2. 事犯は下記の場合に発生することがある。

- a) 大会、試合、稽古のとき又は指導、修練、マーケティングイベントのとき又は相当するスポーツ若しくはアスレチックイベントのとき又は当該イベントに直接関係している活動(イベント関係の旅行、計画、その他相当する会議・活動を含むが、これらに限られない)のとき
- b) 対面又は自分で実際の交流及び通信チャネルその他SNS等の通信方法のいずれかのとき

第6条 処罰の種類

1. 処罰の種類

自然人の場合

- 警告
- 罰金
- 本連盟と締結された契約の解約
- 事犯の時から処罰を課すまでの本連盟により付与される補助金の全部又は一部の回収
- 大会、試合、審判又は係員業務仮停止
- 審査会、稽古会、講習会、セミナーその他本連盟関係活動
- 本連盟により付与・承認された勲章、地位、許認可、勤務成績、免状・証明、段位・称号その他認定の除去又は取り消し
- 活動仮停止又は活動恒常禁止

法人の場合

- 警告
- 罰金
- 事犯の時から処罰を課すまでの本連盟により付与された補助金の全部又は一部の回収

2. 罰金の金額について、自然人の場合、少なくとも100ユーロ高くとも1千ユーロであり、法人の場合、少なくとも500ユーロ高くとも1万ユーロである。罰金又は回収される補助金を本連盟の銀行口座へ支払う。
3. 罰金又は回収される補助金について、課す決定の通知日から30日以内に支払わなければならない。罰金又は回収される補助金が当該期間内に支払わらない場合、懲戒委員会は本条に記載されている更なる処罰を課す。
4. 大会・試合、審判、代表、係員業務その他活動停止について、違反が発生された部署だけではなく、本連盟のいずれかの部署に対して課すことができる。
5. 大会・試合停止された者は懲戒委員会が指定した程度に試合・大会に携わることができない。
6. 職掌停止された者は、懲戒委員会が指定した程度に試合・大会に関する活動(試合者のものを含む)に携わることができない。
7. 活動停止・禁止に対象している者は、懲戒委員会が指定した程度に大会・試合、稽古会、指導、修練、マーケティングに関するイベントその他準ずるスポーツ・アスレチックに関するイベント・活動(審査会、講習会・セミナー、代表業務に携わることを含む場合もある)に携わることができない。
8. 処罰の複数の種類について、兼課することができる。

第7条 懲戒権

本懲戒規定においての違反について、懲戒権を行使する機関は懲戒委員会であり、深刻違反について、スポーツコミュニティの倫理違反懲戒委員会である。

第8条 調査権

1. 調査は、本連盟取締役会が任命した倫理違反委員会により行われ、スポーツコミュニティの倫理違反懲戒委員会の管轄内の深刻違反について、フィンランドスポーツインテグリティセンター(FINCIS)により行われる。
2. 委員は、調査対象事項について、代理とすることができず利益相反があってはならない。
3. 委員は、懲戒委員会の委員とすることができない。

第9条 手続きの開始

1. 本懲戒規定に基づく事項は、被害者の通知により又は通知なく本連盟の自らの調査により開始される。
容疑事実
2. 容疑違反について、通知を受けその他気づいた上、まず倫理違反委員会はその事項が本懲戒規定の管轄内であるかと確認する。ついで、本懲戒規定の管轄内であると認められている事項を相当機関へ送致する。

第10条 控訴権

本連盟、その会員、被害者又は懲戒事項の被審人は、スポーツ仲裁委員会へその規則の規定に基づく控訴することができる。

第11条 処罰の実行

課せられる処罰について、スポーツ仲裁委員会へ控訴する場合であっても執行する。懲戒委員会又はスポーツ仲裁委員会は、処罰を控訴期間に停止することができる。

第12条 処罰中途解除

試合・大会その他活動停止・禁止が2年間以上引き続き、特にやむを得ない事由がある場合、懲戒委員会は、その停止・禁止を中途解除できると決定できる。

第II章 懲戒準則

第13条 総則

本準則の目的はを本懲戒規定の懲戒手続き(存在機関、その選択方法、その運営方法)をより一層明確に示すことである。

第14条 懲戒委員会

1. 懲戒委員会の委員、その代理者は、フィンランド剣道連盟の連盟会議により4年以下の任期間に選択する。
2. 本委員会は少なくとも一人の自然人で構成しなければならない。
3. 本委員会は、委員長をその委員の間から選択し、引き分けの場合、くじで解決する。
4. 本委員会は、懲戒手続きの実務事項に援助するために役員を選択及び事務局等の委員会を設置することができる。
5. 委員会の委員は、懲戒委員会及び本連盟委員会への通知により退任することができる。
6. 懲戒委員会からの除名は、フィンランド剣道連盟の連盟会議の決議のみできる。除名理由には、信用損失、職務怠慢又は本連盟の規則若しくは懲戒規定の反する行為を含む。

第15条 仮懲戒委員会

1. 選挙なく又は委員会の委員の全員が利益相反があり若しくは退任したため、本連盟において機能できる懲戒委員会がない場合、本連盟取締役会は単独件に対応する目的で仮懲戒委員会を設置する。
2. 委員会が事項を決議の定足数がないまでの程度の重要な利益相反がある場合、仮懲戒委員会を選択するために本連盟会議を召集しなければならない。
4. 仮懲戒委員会の委員は本連盟取締役会の取締役又は倫理違反委員会の委員とすることができない。
5. 結果の処罰決定において、仮懲戒委員会の使用及び構成を開示しなければならない。

6. 仮懲戒委員会の設置又は本連盟会議の召集に代わり、事件がスポーツコミュニティの倫理違反懲戒委員会の規則及び管轄に対象である場合、本連盟はスポーツコミュニティの倫理違反懲戒委員会へ解決のために送致することができる。

第16条 利益相反

フィンランドの裁判手続法第13条に基づく裁判官に適用する公平原則及び欠格原則は委員会の委員及びそれが選択した役員並びに機関に準用するものとする。

第17条 調停の優先

1. 報告に基づいて被疑違反を調査する前に、被疑違反の対象(以下「申立人」という)は倫理違反委員会に下記の事項を通知しなければならない。

- a) 被告人と調停で事件解決の未遂があったか否か
- b) 調停が可能か否か

2. 調停が可能であって未だ未遂されなかった場合、本委員会は事件を適切な調停手続に送致するものとする。

第18条 調査

1. 本連盟の倫理違反委員会は本準則に基づく違反報告を調査に対して責任を負う。本委員会は、その報告その他本委員会が知っている情報に基づき、その報告に記載されている個人又は団体に加えて懲戒処分に対象している他の当事者が被疑違反に関与されているか否か、違反に対象している他の個人がいるか否かと確認するものとする。

2. 調査は、複数の被害者がいる場合、被疑者による複数の被疑違反を組み合わせることができる。

3. 委員会は、調査の上、本規定の違反を疑う理由が存在しないと認められる場合、事件を懲戒委員会に判断のために提示しないと決定する。

4. 委員会の調査の上、事件が本規定に基づく事犯が関与している確率が存在するものである場合、委員会は、被害者の承諾を得た限り、その事件を懲戒委員会に判断のために送致すると決定する。

5. 調査について、委員会は、事犯を疑われる団体を除き、関係団体へ合理的に速やかに通知することが必要である。

6. 関係団体は、本規定の違反の通知を受けた場合、倫理違反委員会に通知しなければならない。

7. 本懲戒規定に対象している団体は、本連盟の調査について最善の努力をして容易にし・協力する。

第19条 審理

1. 事件の解決に重要な情報の提供するための関係があると認められる当事者から陳述書を請求する。

2. 十分な陳述書を受けた上、懲戒手続きの対象者は回答書を提供する機会を提供される。

3. 陳述書が請求に記載されている決めた期限までに交付し、又は陳述書なく事件を判断することができる。陳述書を書面、ファクシミリ、電子メールで送ることができる。回答書を関係道場・クラブ又は連盟を通じて請求することができる。

4. 懲戒委員会は、陳述書又は回答書請求と共同し、事犯を疑われる者に対して事犯を事件が解決するまで試合、大会、業務その他活動の参加を禁止する仮停止、全部・一部停止を課することができる。
5. 懲戒委員会は、その裁量により、追加陳述書を請求し、又は、審理に関係者の出頭を請求することができる。

第20条 懲戒請求

懲戒委員会に判断のために提示する場合、倫理違反委員会は下記のものを含む懲戒判断請求書を準備しなければならない。

- 被告者
- 被害者
- 時刻その他関係内容を含む請求の基礎とする行為の説明書
- 請求者が被告者が違反したと主張する本懲戒規定の具体的な規定
- 提示すべき証拠及び各証拠が証明を企図する事実

懲戒委員会は関係者、証人その他聴取すべき個人の電話番号その他の連絡先も提供されなければならない。

請求者は、懲戒請求書とともに、証拠書類その他調査中に収集された資料を提出しなければならない。

懲戒請求が未完である場合、請求者は定めた期限までに不完全するよう請求されるものとする。その完了請求に懲戒請求書の具体的な不足の説明を入れなければならない。

第21条 回答等

懲戒請求について、懲戒委員会は被告者に遅滞なく届け出るものとする。懲戒請求通知は被告者が調査の際に提供したアドレスに電子メールで送信することが足りるものとする。

回答書において、被告者は下記のことをしなければならない。

- 被告者に懲戒請求の主張について被告者の意見を主張すること
- 懲戒請求の主張を反論する場合、相当の理由を提供すること
- 提示すべき証拠及び各証拠が証明を企図する事実を識別すること
- 懲戒委員会に被告者が基礎とすることを企図する証拠書類その他資料を提出すること

懲戒委員会は証人その他聴取すべき個人の電話番号その他の連絡先も提供されなければならない。

懲戒委員会は、その裁量により、委員会が指定して期間内に被告者に回答書を変更させることができる。

第22条 その他の関係者の聴取

懲戒委員会は、懲戒事件において被告者ではなくて本懲戒規定に記載されている団体に対して、懲戒請求を送達し、陳述書を提出する機会を提供するものとする。

第23条 手続きの停止

懲戒委員会に係属している事件が別の懲戒機関、懲戒機関、一般裁判所又は仲裁委員会により配慮される場合、懲戒委員会上の手続きについて、当該別の懲戒機関、懲戒機関、一般裁判所又は仲裁委員会により当該事件に関する裁決を発行したまで停止されることがある。

第24条 事件処理・解決

被告者が懲戒請求に対して請求された回答書を提出しない場合であっても、事件を解決することがある。この場合、懲戒委員会は、提出した書面その他委員会が取得した書類等の資料に基づいて判断するものとする。

事件の実質のため口頭審理が必要ではない場合、事件を提出した書面のみ基づいて解決することある。

第25条 口頭審理

懲戒委員会は、必要であると認める場合、口頭審理を行うものとする。当該口頭審理の際、関係者、証人又は鑑定人が聴取し、更なる証拠が収集することできる。

口頭審理を懲戒委員会より定めた範囲に録音することがある。

第26条 懲戒委員会決定

懲戒委員会は、決定書の発行により事件を解決するものとする。

懲戒委員会決定について、全委員の賛成によるものではない場合、決を採るものとする。

懲戒委員会決定は多数意見のものとする。

引き分けの場合、決定は被告者について最寛大のものとする。

決定には下記のことを入れているものとする。

- 1) 解決日
- 2) 当事者の氏名
- 3) 当事者の主張及びその理由
- 4) 決定に基づく考え方
- 5) 決定の本文
- 6) 決定した委員の氏名
- 7) 決を採ったか否か(決を採った場合、委員の反対意見を決定書に添付するものとする)
- 8) 控訴手続きについての案内

第27条 決定通知

決定書は請求者、主張した申立人、及び被告者に送達するものとする。決定書を当事者が指定した住所・メールアドレスに郵送・送信することができる。決定書は被告者が会員である組織(事件の被告者ではない限り)も送達することとする。

第28条 費用

各当事者は自らの費用を負うものとする。

第29条 手続き・決定の開示

懲戒委員会に提出した請求書及び回答書その他陳述書並びに懲戒委員会上の手続きは、懲戒委員会が当事者等の承諾を得て別の決める場合を除き、公共ではないものとする。

懲戒委員会の決定書は公共的であるものとする。但し、懲戒委員会は決定の理由の全部又は一部を秘密として保持するよう命令することができる。しかしながら、関係者は理由の内容にアクセス権を有するものとする。懲戒委員会は、可能な程度に、決定書の内容について公開する前に関係者が通知されるようにするものとする。

第30条 守秘義務

審理及び回答に関して提供された報告書その他の陳述書は関係者のみのものとする。

懲戒委員会、倫理違反委員会、その他懲戒委員会又はフィンランド剣道連盟の委員会の委員その他役員は、それらが懲戒事件の処理で判明した他の当事者に関する秘密情報を、当該秘密情報に関連する当事者の事前の書面による承諾がない限り第三者に提示しないものとする。但し、①提示前に公知であった情報又はその後被開示者の責によらず公知となった情報を開示する場合、②裁判所又は行政庁により適法に開示を求められた場合、及び③その他法令又は規則により開示が義務づけられる情報を開示する場合についてはこの限りではない。懲戒委員会の協議は秘密として保持されることとする。

第31条 事件記録保管

懲戒委員会は事件に関する調査資料(違反報告、処罰、控訴、その結果の手続き上の決定を含むが、これらに限られない)を保管するものとする。

第32条 期間の経過による処罰の棄却・不課し

被疑違反から5年間以上を経過した場合、関係機関の裁量により、事件を棄却し、処罰請求を提示せずにし、又は処罰を課さずにすることができる。

参考文献

フィンランドスポーツインテグリティセンター: FINCIS, SUEK - Finnish Centre of Integrity in Sports, Suomen urheilun eettinen keskus, <https://suek.fi>

フィンランドの裁判手続法: OK - Finnish Code of Judicial Procedure, Oikeudenkäymiskaari, <https://www.finlex.fi/fi/lainsaadanto/saadaskaannokset/1734/eng/4-000>

フィンランドオリンピック委員会: OK:MS - Heikkinen, Petri, "Kurinpidon mallisäännöt lajiliitoille", Olympiakomitea 2019.

RSY - Riitesuo, Risto, "Erottaminen ja kurinpito yhdistyksessä", Lakimiesliiton Kustannus, 2001

スポーツコミュニティの倫理違反懲戒委員会: UEK - Sports Community's Disciplinary Board of Ethical Violations, Urheilun eettinen kurinpitolautakunta, <https://eettinenkurinpitolautakunta.fi>

スポーツコミュニティの倫理違反懲戒委員会の懲戒条項:UEK:M - disciplinary provisions of UEK,,
<https://eettinenkurinpitolahtakunta.fi/kurinpitomaaraykset>

スポーツコミュニティの倫理違反懲戒委員会の規則:UEK:S - rules of UEK,
<https://eettinenkurinpitolahtakunta.fi/saannot>

スポーツ仲裁委員会:UOL - Sports Arbitration Board, Urheilun oikeusturvalautakunta,
<https://oikeusturvalautakunta.fi>

フィンランドの協会法:YhdL - Finnish Associations Act,
<https://www.finlex.fi/fi/lainsaadanto/1989/503>, <https://www.prh.fi/en/yhdistysrekisteri/act.html>